

令和3年4月6日

生徒及び保護者の皆様

県立鳴尾高等学校

校長 島田 育生

「まん延防止等重点措置」の適用を踏まえた学校での対応について

平素は本校の教育活動にご理解いただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルスの感染が急拡大しており、県内では、本校が所在する西宮市のほか神戸市、芦屋市、尼崎市に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」が適用されることとなりました。

今回の重点措置は、特定地域の夜の飲食を制限するものであり、教育活動を制限するものではありません。

しかしながら、感染拡大のリスクが非常に高まっていることを十分に認識し、学校において、感染防止対策をさらに徹底した教育活動を行うよう以下のような内容が通知されました。

- ・昼食時や体育の更衣時での感染リスクが高いことについて特に注意喚起すること。
- ・まん延防止等重点措置実施区域において集団的宿泊行事(修学旅行は除く)は可能な限り避けること。
- ・特に部活動では感染防止対策を改めて確認し、感染防止対策を徹底して活動すること。ただし、合宿については、まん延防止等重点措置実施区域では実施しないこと。

学校としましても引き続き感染防止対策に配慮して教育活動を実施してまいります。生徒の感染は家庭内感染が大半を占めることから、ご家庭での生徒等の体調管理、健康管理についても引き続き徹底していただくよう、よろしくご理解、ご協力をお願いします。